

東日本大震災の被災地復旧復興支援に関する意見書

甚大な被害を及ぼした東日本大震災からこの４年あまりの間、被災地の復旧復興の取り組みが強力に進められてきました。とりわけ三陸沿岸地域一帯は、大津波によって道路や交通など住民の生活基盤をはじめ、産業、教育、文化等あらゆる分野を支える社会資本が壊滅的な打撃を受け、現在、本格的な復興に向けた取り組みを推進しているところです。

国においては、これまで集中復興期間を２０１５年度までとして復興事業を推進してきたところであり、今般、集中復興期間終了後の財源について、「最大３．３％の地元自治体負担」等、被災地支援を見直す考えが示されているところですが、復興の遅れている地域（被害の大きかった地域）により多くの負担を強いるものになるのではと懸念する声が上がっています。

本市は岩手県釜石市との「災害時の相互応援及び防災の相互協力協定」を結び、復興支援派遣の職員を送り出すことなど含め、市民的にも被災地支援に取り組んでおり大きな関心事でもあります。

東日本大震災からの復興は、国政上の最優先課題であるとともに、災害列島である日本で、国民の命と財産を守るために力を尽くすという政治の使命を果たすことができるかどうかの試金石とも言えます。

よって国におかれましては、過去の事業をしっかりと精査し、住民ニーズに沿った実行性のある支援及び一部事業の地元自治体負担が復興を阻害することにならないように２０１６年度以降も被災地に寄り添った復興交付金制度の継続と災害復旧事業期間の延長を行うことを求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年６月２６日

摂津市議会